

# 高崎市中心市街地活性化基本計画

令和2年4月

令和2年3月30日認定

令和5年3月13日変更

令和5年8月30日変更

高崎市

# 目次

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 .....	1
[1] 高崎市の概況 .....	1
(1) 高崎市の位置、地勢・気候 .....	1
(2) 高崎市全体及び中心市街地の沿革 .....	1
[2] 地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析 .....	5
(1) 人口動態に関する動向 .....	5
(2) 土地利用、公共公益施設に関する状況 .....	10
(3) 商業・賑わいに関する状況 .....	13
(4) 公共交通等に関する状況 .....	21
[3] 地域住民のニーズ等の把握・分析 .....	24
(1) 中心市街地活性化に関する市民意向 .....	24
[4] これまでの中心市街地活性化に関する取組の検証 .....	26
(1) 第2期基本計画の概要 .....	26
(2) 事業の進捗状況 .....	26
(3) 目標指標の達成状況 .....	27
[5] 中心市街地活性化の課題 .....	28
[6] 中心市街地活性化の方針（基本的方向性） .....	29
2. 中心市街地の位置及び区域 .....	31
[1] 位置 .....	31
[2] 区域 .....	32
[3] 中心市街地の要件に適合していることの説明 .....	33
3. 中心市街地の活性化の目標 .....	37
(1) 中心市街地活性化の目標 .....	37
(2) 目標指標の設定の考え方 .....	38
(3) 数値目標の設定 .....	42
(4) 数値目標のまとめ .....	51
(5) フォローアップの時期と方法 .....	52
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 .....	53
[1] 市街地の整備改善の必要性 .....	53
[2] 具体的事業の内容 .....	54
(1) 法に定める特別の措置に関連する事業 .....	54
(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業 .....	54
(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業 .....	54
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業 .....	55
(4) 国の支援措置がないその他の事業 .....	56

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項 .....	57
[1] 都市福利施設の整備の必要性 .....	57
[2] 具体的事業の内容 .....	58
(1) 法に定める特別の措置に関連する事業 .....	58
(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業 .....	58
(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業 .....	58
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業 .....	58
(4) 国の支援措置がないその他の事業 .....	58
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項 .....	59
[1] まちなか居住の推進の必要性 .....	59
[2] 具体的事業の内容 .....	60
(1) 法に定める特別の措置に関連する事業 .....	60
(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業 .....	60
(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業 .....	60
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業 .....	60
(4) 国の支援措置がないその他の事業 .....	61
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項 .....	63
[1] 経済活力の向上の必要性 .....	63
[2] 具体的事業の内容 .....	64
(1) 法に定める特別の措置に関連する事業 .....	64
(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業 .....	64
(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業 .....	73
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業 .....	73
(4) 国の支援措置がないその他の事業 .....	75
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項 .....	78
[1] 公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性 .....	78
[2] 具体的事業の内容 .....	79
(1) 法に定める特別の措置に関連する事業 .....	79
(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業 .....	79
(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業 .....	79
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業 .....	79
(4) 国の支援措置がないその他の事業 .....	79
■ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所 .....	81
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項 .....	82
(1) 市町村の推進体制の整備等 .....	82
(2) 中心市街地活性化協議会に関する事項 .....	83
(3) 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等 .....	88
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項 .....	91

(1) 都市機能の集積の促進の考え方.....	91
(2) 都市計画手法の活用.....	91
(3) 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等 .....	94
(4) 都市機能の集積のための事業等.....	95
11. その他中心市街地の活性化に資する事項.....	96
(1) 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項.....	96
(2) 都市計画等との調和.....	96
12. 認定基準に適合していることの説明 .....	99